獨實語插談

「初回〇〇円」に飛びつかないで ~ポチっとする前に確認を~

相談は こちらへ...

役場消費生活センター (町民課内)
「EL 0796・36・1941 (直通)
たじま消費者ホットライン
「EL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

スマホで「初回 500 円」「飲むだけで痩せる!」というダイエットサプリの広告を見つけ、安価なのでお試し感覚で注文した。

1 カ月飲み続けたが全く効果がなく、解約したいと連絡をしたら、「継続購入なので解約できない。解約するにはあと 4 回を継続するか、4 回分 29,800 円を一括で支払うことが必要しと止めさせてくれない。

一度だけのお試しで買ったつもり だったのに、効果がないし、4回分 もいらない。

≪ひとことアドバイス≫

- ◆「初回○○円」という広告をよく見ます。これは「初回は安い値段で試してみることができる。試してみて気に入ったら続けて購入。気に入らなければ一度限りでかまわない」と受け取ってしまいがちです。しかし事例のように「500円だけの買い物と思って注文したら、実際には500円と29,800円の合計30,300円の買い物だった」というトラブルが後を絶ちません。
- ◆トラブルを避けるためには、「初回○○円」とあれば、1回限りなのか、事例のように条件付きなのか、どちらのタイプかを くまなく確認する慎重さが求められます。
- ◆消費生活センターでは、事例ごとに法律に照らし合わせ、事業 者と交渉をしています。しかし、今の法律では解決できない事 案も増加しています。
- ◆困ったときは早めにご相談ください。